

本当にメル友？サクラメールに要注意！

パソコンや携帯電話の保有率はここ数年で飛躍的に伸び、私たちの生活をとても便利してくれています。しかし、こうした便利な道具も使い方を誤るととんでもない被害に遭うことがあります。

携帯メールやインターネット利用による出会い系サイトに関する相談は平成15年をピークにいったん減少しましたが、近年また増加傾向にあります。しかも、手口はさらに巧妙になり消費者が「だまされた」と気づくまでに相当時間が経過してしまったり、既払い金も高額となる傾向にあります。

事例1 携帯電話で着メロや待ち受け画像をダウンロードしたら、見知らぬサイトに登録となり、9万9千円の請求を受けた。

事例2 無料と表示された出会い系サイトに仮登録し、お試しで利用するつもりだったのに一方的に期日が過ぎたからといって本登録になり登録料金3万円を請求された。

事例3 占いサイトにアクセスし、生年月日などを登録したら、入会した覚えのない出会い系サイトのメールが届くようになった。無料とあったので興味本位でメール交換をしたら相手の女性から今度会いましょうなどと誘われ何度もメール交換をするうちに多額の利用料を請求された。

事例4 出会い系サイトで知り合った女性が交通事故で半身不随となったので、保険金2千万円を代わりに受け取ってほしいと頼まれ、次々とメールを受信するうちにサイト利用料を500万円支払ってしまった。結局その女性とは会えていない。

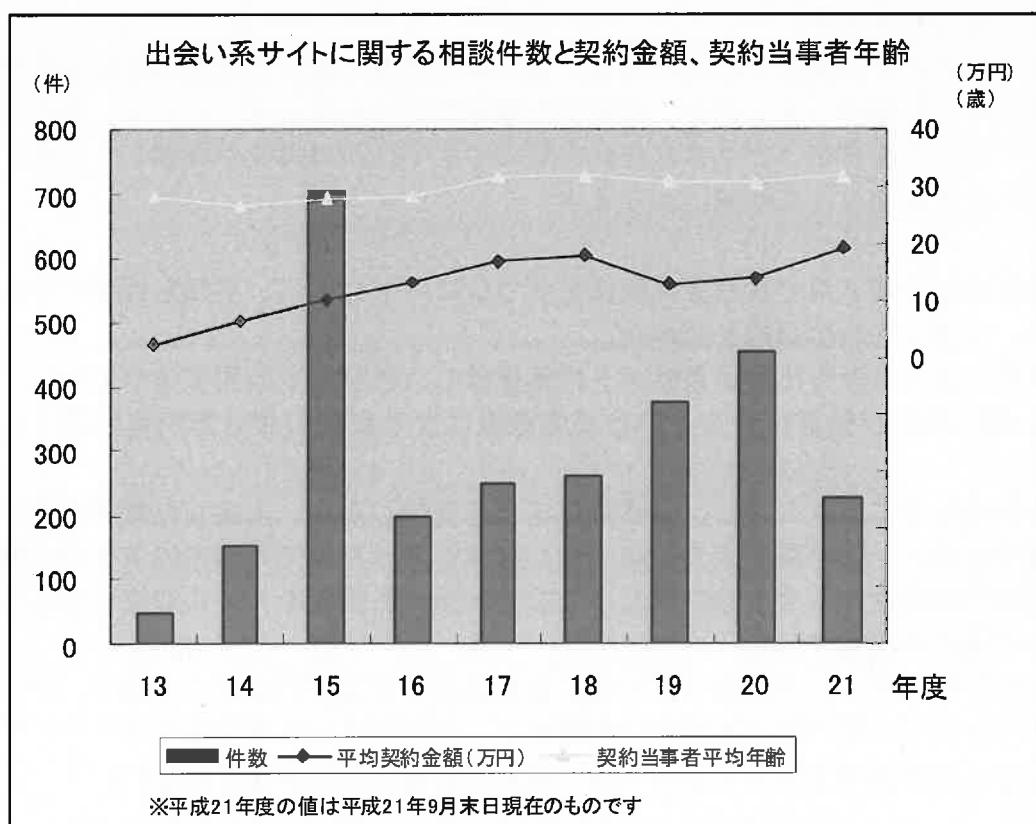
事例1、2については、身に覚えのない事実無根の不当請求です。電子消費者契約法では一定の手続きをせず登録の受諾をしていない場合、契約は無効です。あわててサイト業者などに連絡をとって個人情報などを伝えてはいけません。執拗なメールがくる場合は、メールアドレスを変更し無視しましょう。事例3、4については、サイト業者が用意したいわゆる「サクラ」が誘導して頻繁にメールをやりとりし高額な請求をしたものです。最近では、サイト業者が利用料金の受け取りを決済代行業者に委託するケースが多くなっていますが、決済代行サービスについては、現在規制する法律も所管庁もなく、いったんトラブルに巻き込まれると複雑化する傾向にあり、契約の取消や返金の交渉が難航する場合が多くなっています。出会い系サイトは「インターネット異性紹介事業」に該当し、総務省へ「第二種電気通信事業者」の届け出が必要であり、その行為は「出会い系サイト規制法」の適用を受けますのでそうした表記が会社概要などにあることを確認するのも大切です。そして、上記事例のような被害に遭わないためにも、有料サイトを利用する際には、利用規約をよく読み、料金の取り決めをよく確認した上で契約してください。

怪しいと思った場合は、お早めに県民生活相談センターへご相談ください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付け

ています。

電話番号は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。



H21.11.24 岐阜新聞掲載